UKP&I IGP&I

CIRCULAR

Ref: 07/21　2021 年 9 月

アウトライン

- E-TITLE 電子商取引システムとその法的枠組みの所有権がソフトウェア技術企業の R3 に変更されました。
- E-TITLE 電子商取引システムの商号が Corda eBL に変更されました。
- Corda eBL のソフトウェアの運用方法についてご承知おきください。

メンバー各位、

電子商取引(ペーパーレス・トレーディング)システム － E-TITLE の所有者変更と E-TITLE に代わる Corda eBL の承認

2015 年 10 月 22 日付の回覧 12/15 – 電子商取引(ペーパーレス)システムをご参照ください。

E-TITLE の所有者変更について

国際 P&I グループ(IG)は、以前に E-TITLE という電子商取引システムを承認しました。本回覧は以下の変更についてご案内するものです。

(1) E-TITLE 電子商取引システムとその法的枠組みの所有権がソフトウェア技術企業の R3 に変更されました。
(2) E-TITLE 電子商取引システムの商号は Corda eBL に変更されました。
(3) Corda eBL のソフトウェアの運用方法についてご承知おきください。

Corda eBL

Corda eBL は、船荷証券の所有権移転と譲渡を容易にする仕組みを提供するソフトウェア開発キット（SDK）です。Corda eBL は、船会社、金融機関、物流業者や貿易業者が運営する既存のウェブポータルサービスを補完するために作られました。Corda eBL SDK は、eBL を紙に戻す必要がなく、eBL のピアツーピア通信（P2P：サーバーを介さず、端末同士で直接データファイルをやり取りする通信技術）による転送をサポートする法的枠組みに準拠しています。

船荷証券の電子転送プロセスは、紙の船荷証券のワークフローに倣っています。詳しくは、R3 のウェブサイト（https://www.r3.com/corda-ebl/）をご覧ください。R3 は、国際的な銀行や商社の大規模なコンソーシアムを代表するソフトウェア技術企業です。

Corda eBL User Agreement version 1.2 の承認

Corda eBL の使用および運用にともなう法的文書は「Corda eBL User Agreement (version 1.2)」です。この文書は、国際グループが審査し承認しています。 Corda eBL（旧名称 E-TITLE）が、E-TITLE に代わって承認された電子商取引システムとなりますので、E-TITLE User Agreement も Corda eBL User Agreement (version 1.2)に置き換わります。

2021 年 9 月 24 日以降、E-TITLE は IG が承認した企業ではなくなります

R3 のライセンスを持つアプリケーションサービスプロバイダ(ASP)と新たに契約されるメンバーは、デューデリジェンスの一環として、その ASP が P&I 以外のリスクに対する賠償責任保険を手配しているかを確認されることをお勧めします。

保険約款上のその他てん補除外規定の適用

貨物運送に関するその他のてん補除外規定は、IG に承認された全ての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されることにご注意ください。

このてん補除外規定には、運送契約で定められた港または場所以外での貨物の荷揚げや電子文書/記録の後日付または先日付での発行/作成、譲渡可能な電子文書/記録の提示のない貨物の引渡し(承認済み電子商取引システムの場合は、当該システムの規則に従わない貨物の引渡し)によって生じた責任などが、てん補除外となります。

国際 P&I グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UKP&I クラブ　日本支店